

## 日本遺産体験プログラムフェスティバル運営業務委託 仕様書（案）

### 1 委託名

日本遺産体験プログラムフェスティバル運営業務委託

### 2 業務目的

日本遺産「桃太郎伝説の生まれたまち おかやま」推進協議会（以下「協議会」という。）では、平成31年度から日本遺産『桃太郎伝説』の生まれたまち おかやま～古代吉備の遺産が誘（いざな）う鬼退治の物語～」（以下「本日本遺産」という。）のストーリーや構成文化財の魅力を観光客に体感してもらうことや地域住民が自らの地域に対する愛着や誇りを高めることを目的に地域主体の体験プログラム（以下「プログラム」という。）を創出してきた。また、協議会では、本日本遺産を活用した有償の観光商品が提供され、観光客の満足度が高まるなど、地域に好循環が生まれることを目指すべき将来像の1つとして設定している。

本業務は、主に子育てファミリー層をターゲットに大型商業施設においてプログラム等を一堂に集めたフェスティバル（以下「本イベント」という。）を開催することでプログラムの創出及び実施を支援し、本日本遺産の更なる普及啓発を図るものである。

なお、本日本遺産については、以下の協議会公式サイト「やっとな出会えた、桃太郎。」も参考とすること。

<https://momotaro-ura.jp/>

### 3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

### 4 業務の内容

本業務の基本的な内容は次のとおりとし、受託者は、協議会と調整のうえ業務を進めること。

#### （1）コンセプトの作成

本業務の目的を達成するため、本日本遺産のストーリーや構成文化財をどのような切り口で活かして本イベントを実施するのかコンセプトを提案すること。併せて本イベントのタイトル案も記載すること。提案にあたっては、本イベントを目的に来場する人（以下「来場者」という。）だけでなく、日本遺産のことをよく知らない買い物等を目的にイオンモール岡山を訪れた人（以下「来店者」という。）の参加を想定したものとすること。また、本イベントが岡山市、倉敷市、総社市、赤磐市（以下「4市」という。）で構成する協議会主催であることを認

識したうえで提案すること。なお、最終タイトルは、協議会と協議のうえ決定すること。

## (2) イベントの企画及び運営

本業務の目的を踏まえ、来店者の興味を惹きつけられるイベントを企画及び運営すること。業務の実施にあたっては、協議会と十分に打ち合わせを行うこと。内容は、協議会と協議のうえ決定すること。

### ① イベントの概要

本イベントの概要は次のとおりとする。

ア 実施日時：令和8年10月31日（土）

午前10時00分～午後5時00分

イ 会場：イオンモール岡山1階未来スクエア  
（岡山市北区下石井一丁目2番1号）

※協議会が仮予約済み

ウ コンテンツ：ステージイベント、体験ブース、パネル展示、本日本遺産及び4市PRブース、キッズスペース等

コンセプトに沿って、会場レイアウト、装飾のイメージ等、本イベントの全体像がわかるものを提案書に記載すること。来店者を本イベントに誘導する仕組みがあれば、併せて提案すること。なお、会場レイアウトは、安全面に配慮し、ブース等を効果的に配置すること。

### ② イベントの企画

ア ステージイベント

#### (ア) ステージイベントの企画

会場内のステージで開催するイベントは本日本遺産を楽しく学べる企画とし、提案すること。ステージイベントの実施内容は以下の a, b とし、提案書に各ステージイベントの内容（出演者を含む。）及びタイムスケジュールを記載すること。なお、タイムスケジュールは1日を通してどの時間帯に会場でも楽しめるよう偏りがないようにすること。

出演者は4市で活動する団体、地域住民や企業、大学等（以下「団体等」という。）を優先することとする。ただし、日本遺産、桃太郎伝説に関するものであれば、4市以外で活動する団体等、著名人、専門家、受託者等が出演することも可能とする。

なお、ステージイベントは、いずれも来場者から参加費を徴収しないものとする。

a オープニングアクト

午前10時30分から30分間程度で、来店者の注目を集めるオープニングアクトを実施すること。本イベントの開催趣旨を広く伝えられるものとし、全体の導入となる演出を行うこと。

b ステージイベント（オープニングアクトを除く。）

来場者が、本日本遺産について知ることができ、興味を持つきっかけとなるステージイベントを5回以上実施すること。なお、同一ステージは2回までとする。

観覧型だけでなく、クイズ大会やビンゴ大会等のような来場者参加型（ステージ以外を併せて利用することも可）も実施すること。なお、景品を用意する場合、その費用は本業務の委託料に含むものとする。

(イ) ステージイベントの運営・管理

a ステージイベントの司会者及び出演者を手配すること。司会者及び出演者への謝礼・交通費・駐車場代は本業務の委託料に含め、受託者から支払うこと。

b 出演者がスムーズにステージイベントを実施できるよう、関係者と必要な打ち合わせを行うとともに、出演者の要請に応じて支援すること。

c 本イベント当日、リハーサルもしくは場当たりの時間を設けること。

d 各ステージイベントの観覧者数を把握すること。

イ 体験ブース

本日本遺産のストーリーや構成文化財の魅力を体感できる体験ブースを6ブース以上設けるものとする。その内訳は、次のとおりとする。

・受託者による提案 5ブース以上（1ブースで実施するプログラムは1つとすること。）

・協議会が運営するもの 1ブース（長机4本を使用するものとし、(2)

①の会場レイアウトに併せて記載すること。）

(ア) プログラムの企画

a 本日本遺産のストーリーや構成文化財の魅力が体感できるプログラムを5つ以上企画し、提案すること。プログラムを実施する主体(以下「実施主体」という。)が、過去に「2 業務の目的」に記載されている協議会で創出したことのあるプログラムと同一のものを実施する場合は、工程や材料、体験内容を工夫するよう促すこと。

b プログラムは以下の要件すべてに合致するものが望ましい。ただし、

実施主体の事情や状況に応じて、協議会が本業務の目的に資すると判断した場合は、要件すべてに合致しないものも可能とする。

- ・実施主体は4市のいずれかの市で活動する団体等とすること。なお、受託者が実施主体となることも可能とする。
- ・プログラムの内容は、本日本遺産の29の構成文化財にまつわるものや、地域の観光資源を組み合わせた魅力あるものとする。単なるワークショップではなく、参加者に本日本遺産の構成文化財やストーリーとのつながりを紹介するなど、本日本遺産について学べるように工夫すること。
- ・参加者から参加費を徴収すること（参加費は提案書に記載すること）。
- ・参加費は、参加者が体験しやすい価格帯とすること。
- ・プログラム実施に必要な経費（備品購入費等）は、実施主体が負担すること（受託者自身が実施主体になる場合も本業務の委託料からは支出しないこと）。

#### (イ) プログラムの実施支援及び管理

- a 実施主体のプログラム実施に向けた進捗を確認し、必要があれば助言を行うこと。
- b 参加費の徴収方法については、本イベントがスムーズに運営できるようにすること。なお、徴収した参加費は、最終的に実施主体が収受すること。
- c 実施主体が参加者の受付管理、人数把握、金銭管理、実績報告等がスムーズに行えるよう支援すること。なお、参加者の受付方法については、受託者が実施主体と協議し、実施主体の要請に応じて支援すること。各体験ブースの受付を一元化することも可能とする。
- d 実施主体の交通費・駐車場代は本業務の委託料から支出することも可能とする。
- e プログラム実施後、受託者は、協議会に各体験ブースの参加者数、売上を把握すること。

#### ウ パネル展示

本日本遺産に関するパネル等の展示ブースを設置すること。展示物については、受託者側で準備可能なものがあれば、協議会と協議のうえで設置すること。設置は、協議会が貸与するもの（別添「パネル展示貸与一覧表」参照）を含めてすべて受託者で行うこととし、受託者が会場に搬入すること。なお、来場者を展示スペースに誘導する仕組みを検討し、会場レイア

ウトを工夫すること。

エ 本日本遺産及び4市PRブース

本日本遺産及び4市のパンフレットの設置及び物販ができるスペース(長机3本分程度)を確保すること。また、各種パンフレットは協議会から事前に受け取り、受託者が会場に搬入すること。

オ キッズスペース

子どもが本日本遺産を身近に感じられるスポットを2種類以上企画し、提案すること。安全に利用できるよう配慮し、スタッフ等を配置・調整すること。なお、いずれも来場者から参加費を徴収しないものとする。各スポットの参加者数を把握すること。

③イベントの運営

本イベント全体の運営、音響等の進行管理並びに各ブースの運営、進行管理を行うこと。

ア 運営マニュアル及び進行台本の作成

本イベントの運営にあたり、マニュアル(本イベント当日のスケジュール及び緊急時の対応を含む。)及びステージイベントの進行台本を作成すること。

イ 会場への書類提出及び打ち合わせ等

(ア)イオンモール岡山への書類提出

本業務の契約締結後、速やかに「イオンモール岡山催事場使用申請書」をイオンモール岡山イベント担当者に提出すること。提出にあたっては、申請者は協議会、契約者は受託者とし、受託者とイオンモール岡山の賃貸借契約とすること。

その他必要な書類がある場合は、受託者がイオンモール岡山と調整し、あらかじめ協議会の了承を得たうえで提出すること。

(イ)イオンモール岡山への入金

会場仮予約を除く会場使用に伴う業務はすべて受託者が行うこととし、会場使用料(450,000円(税別))並びにその他の会場使用において発生する費用については、すべて本業務の委託料に含み、見積書に記載すること。

(ウ)イオンモール岡山との打ち合わせ

本イベントを実施するにあたり、必要なイオンモール岡山との打ち合

わせは、受託者が行うこと。協議会は、必要がある場合のみ打ち合わせに参加する。

必要に応じて受託者が会場の現地確認や問い合わせを行うこと。

#### ウ 会場の設営等

会場設営は本イベント実施日前日から行うこととし、時間については協議会及びイオンモール岡山と調整すること。なお、ステージ前に観覧席、ステージ裏にステージイベントの出演者待機場所、協議会が荷物置き場として使用するためのスペースを確保すること。

音響等の機材は受託者が手配し、搬入・設置を行うこと。

備品などの搬入は受託者が行うこと。また、実施主体が持ち込む備品等の搬入・設置について、必要に応じて受託者が補助すること。

#### エ 会場の装飾等

本イベントタイトルを入れた来場者の目を引くステージ上看板、各ブース（本日本遺産及び4市PRブース含む）のタイトル看板、必要となるサイン、装飾（ポスター等の活用を含む）、誘導案内図等を製作すること。なお、各体験ブースの受付サインは、来場者がすぐに見つけられるよう、設置場所に配慮すること。その他必要な備品を手配すること。

#### オ イベント保険等への加入

本イベントで事故等が生じた場合に対応する保険に加入すること。

#### カ 記録用写真の撮影

広報資料等に掲載することを想定した写真を積極的に撮影すること。なお、撮影した写真はデータで、「12 成果品」の提出時に協議会に提出すること。

※著名人等が出演する場合、当該著名人等の写った写真を協議会が広報等で利用する際、当該著名人等または所属事務所等と写真の使用許諾に関する交渉を行うこと。

※協議会が二次利用できるよう、来場者に撮影及び使用の許可をとって撮影すること。

#### キ 会場の撤去

本イベント終了後は、備品等すべて撤去し、原状回復を行うこと。撤去の時間は、イオンモール岡山と調整すること。

### (3) 情報発信の実施

#### ① 広報媒体の作成

広報媒体として、本イベントを紹介するためのランディングページ（以下「LP」という。）と、本イベントを周知・広報するためのチラシ及びポスターのデザインを提案すること。なお、広報媒体は一体感・統一感のあるものとし、本イベントに参加したいと思えるよう工夫すること。

##### ア LP

LPはパソコン（タブレット）及びスマートフォンでの表示に適した形式とすること。なお、提案したLPは、本業務の契約締結後、協議会と協議のうえで作成すること。

ドメインは、協議会が指定する既存ドメインを継続使用することとし、現在の管理事業者との間でドメイン移管に係る手続きや設定作業を行うこと。また、サーバー機器の調達、保守等に係る費用はすべて本業務の委託料に含むものとし、ドメイン使用料及びSSL証明書発行に係る費用は本業務の委託料に含まず、協議会が負担することとする。

ドメインは、本業務完了後も継続使用できることを前提とし、なりすまし等悪意のある第三者利用を防ぐため、ウェブサイト閉鎖後も一定期間（3年程度）保持すること。令和9年度以降のSSL証明書の年間更新計画やドメイン使用料発生に関する予定スケジュールについては、本事業の契約締結後に別途提出すること。なお、ドメインを保持している期間中に他の事業者へのドメイン移管が生じた場合には、協議会及び受託者、移管先となる事業者の三者間で事前協議のうえ、ドメイン移管に係る手続きに応じること。

##### イ チラシ及びポスター

本イベントでは協賛を募る予定であることから、協賛企業の社名ロゴをチラシ及びポスターに記載することとし、社名ロゴのデータは7月下旬までに協議会から提供する。

納品日：令和8年9月18日（金）

納品方法：4市役所への直接納品とする。具体的な納品場所及び部数については別途協議会から指示する。

##### (ア) チラシ

作成部数：44,000部

仕様：A4 両面カラー コート紙90kg

※なお、チラシは、100部ずつ容易に分けられるようにして納品すること。

(イ) ポスター

作成部数：270部

仕様：B2片面カラー コート紙135kg

②本イベントへの参加を促す効果的な情報発信

主に子育てファミリー層に向けて本イベントへの参加を促すための効果的な情報発信の方法を提案すること。ただし、SNS広告は必須とする。

③出演者及び実施主体による情報発信

本イベントへの参加を促すため、出演者及び実施主体が積極的に情報発信するよう促すこと。なお、出演者及び実施主体は、協議会が本イベントについて情報発信を行った後に情報発信すること。

(4) 効果検証

本イベントの実施効果及び本日本遺産の理解促進に係る成果を把握するため、アンケートによる効果検証を行うこと。

①アンケートの実施

ア 来場者を対象にしたアンケートを実施すること。アンケートの内容は、ステージイベントや体験ブース等の満足度とともに本日本遺産のストーリーへの関心度及び理解度等を把握できる設問構成とし、2分程度で回答できるものとする。なお、アンケート項目は、協議会と協議のうえで作成すること。

イ 実施方法については、紙媒体、二次元コードを活用したWEBアンケート等、効果的な手法とすること。

ウ アンケートの回収数の確保に向けて、呼びかけ方法を工夫するとともに、ノベルティの配布等のインセンティブを活用する等、アンケート回答への協力を促すこと。

②集計・分析及び報告

回収したアンケート結果を集計・分析し、本事業の成果及び課題を整理すること。集計結果はグラフ等を用いてわかりやすく整理したうえで協議会に報告すること。

#### (5) 実施計画の作成

本業務の目的を達成するために、次の①②を提案すること。

##### ①実施体制

本業務の実施にあたって、どのような体制及び人員で実施するのか、本イベント全体の体制図を作成すること。また、各実施主体について、当日来場するスタッフのリスト（所属、役割、氏名等）を作成すること。

##### ②スケジュール

本業務完了までの全体スケジュールを作成すること。

### 5 協議

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたっては、協議会へ月1回程度、進捗状況の報告の協議を行うこと。その際の協議録は受託者が作成し、協議会の確認を得たうえで提出すること。また、協議会は必要に応じて本業務の実施状況を調査し、又は報告を求めることができる。なお、協議で決定し、又は協議会が指示した事項等について、受託者は定期的にその進捗を報告すること。
- (2) 本業務の実施期間中において、受託者は協議会と緊密な連絡に努め作業を遂行すること。
- (3) 協議会が必要と認めるときは、作業の変更又は中止をすることがある。この場合の変更について、委託契約書に明記されていない場合は変更後の条件を両者の協議により定めるものとする。

### 6 法令・条例などの適用

受託者は、本業務の実施にあたり、次に掲げる法令・条例等を遵守すること。

- (1) 岡山市契約規則（平成元年市規則第63号）
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (3) 岡山市情報セキュリティポリシー
- (4) その他の関係法令、条例等

### 7 知的財産権等

- (1) 受託者は、本業務の範囲内で製作した成果物及び製作物の素材データが著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条、第28条に定める権利を含む。）を、本業務完了時に協議会に無償で譲渡するものとする。ただし、協議会に帰属することができない適切な理由がある場合で、事前に協議会の

承諾を得たときはこの限りでない。この場合、協議会は当該許諾条件の範囲内で  
使用権を有するものとする。著作権の譲渡が提案時点で明らかに不能である場合  
は、使用権の期間についても提案すること。

- (2) 受託者は、本業務の範囲内で製作した成果物が著作物に該当する場合において、  
協議会並びに協議会より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利  
を承継した者に対し著作者人格権(公表権、氏名表示権、同一性保持権)を行使し  
ない。
- (3) 受託者は、本業務の範囲内で製作する成果物(広報媒体等)に第三者が権利を  
保有する素材(タレント等の著名人、キャラクター、音楽等)を使用する場合には、  
受託者の負担により協議会と当該第三者との間でライセンス契約の締結等、  
必要な措置を講じるものとする。
- (4) 受託者は、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令  
に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的  
保護に値するとされている第三者の権利・利益の対象となっている素材・材料、  
履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (5) 本業務において、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、  
受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、協議会に損害が生じた  
場合にはその損害を賠償しなければならない。

## 8 秘密の保持

- (1) 受託者は、業務上知り得た秘密・個人情報を本業務以外の目的に使用し、又は  
協議会の事前の承諾を得ることなく第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、個人情報保護の重要性を認識し、本業務の実施にあたっては、「個  
人情報の保護に関する法律」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失、  
き損、紛失、改ざんの防止その他個人情報保護に必要な措置を講じなければなら  
ない。
- (3) 受託者は受託情報を保護するため、協議会が保有する個人情報の取扱いについて  
協議会と「個人情報保護に関する法律」に基づく「個人情報の取扱委託に関す  
る覚書」を締結しなければならない。

## 9 契約締結後に提出する書類

受託者は、本業務を実施するにあたり以下の書類を作成し、協議会の承諾を得な  
なければならない。

- (1) 委託業務着手届
- (2) 工程表(委託作業表)

- (3) 業務責任者届
- (4) 課税事業者届出書
- (5) 下請負通知書（本業務の一部を再委任する場合に限る。）

## 10 損害の賠償

本業務の実施中に受託者が協議会若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者より損害を受けた場合は、直ちに協議会にその状況及び内容を書面により報告し、協議会の責に帰すべき事由によるものを除き、すべて受託者の責任において処理解決するものとし、協議会は一切の責任を負わない。

## 11 貸与資料等

受託者が本業務を実施するうえで必要となる資料等のうち、協議会が提供することが可能な資料等は、協議会が受託者に無償で貸与するものとする。

貸与された資料等は、その重要性を認識し取扱い及び保管を慎重に行うこと。また、本業務において貸与した資料等は、契約期間満了後若しくは契約解除されたとき又は本業務履行上不要になった場合は協議会に返還しなければならない。

## 12 成果品（実施報告書）の提出

実施報告書には事業内容、各ステージイベントの観覧者数、各体験ブース及びキッズスペースの各スポットの参加者数、各体験ブースの売上、記録用写真、製作物の画像・仕様等を取りまとめ、グラフや表を活かしてわかりやすいものとなるよう工夫して作成すること。なお、成果物の送付にあたっては、事前に協議会の承認を受けること。

### (1) 提出方法

- ・提出物 : 実施報告書 1部  
※報告書は紙媒体のほか、電子媒体CD-R等でも提出すること。
- ・提出場所 : 日本遺産「桃太郎伝説の生まれたまち おかやま」推進協議会事務局（岡山市産業観光局観光部プロモーション・MICE 推進課内）

### (2) 提出期限

- ・令和8年11月30日（月）

## 13 その他

- (1) 本業務の開始から完了までの間、経過内容全般を常に把握している専任担当者を置き、円滑な実施のために定期的に協議会と連絡調整を行うこと。
- (2) 本業務実施に関連して使用するデータ、画像等の著作権等の権利については、

受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害した時は、受託者はその一切の責任を負うこと。

- (3) 本業務に伴う必要な経費は、受託者が負担すること。
- (4) 本仕様書は、協議会が受託者に委託する本業務全般の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、本業務を効果的に実施するうえで必要な業務については、協議会との協議のうえ、受託者の負担と責任において誠実に履行すること。
- (5) 本業務を再委託する場合、事前に再委託範囲及び再委託先を協議会に提示しその承認を得ること。再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。
- (6) 本業務に係る各種の証拠書類については、事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (7) この仕様書に定めのない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに協議会と受託者とが協議して決めるものとする。